

雇い止めネットニュース



発行：「ストップ雇い止め!ネットワークみやぎ」事務局 NO.12/2018.12.12

宮城県労働組合総連合内・Tel.022-211-7002 Fax022-211-7004

Email : mygroren@bz03.plala.or.jp

11/28 東北大職組・片山委員長、田嶋副委員長

「大学の不当労働行為、無期転換逃れの事実を語る!」

12/10 大槻理事尋問→責任逃れの答弁に怒り心頭

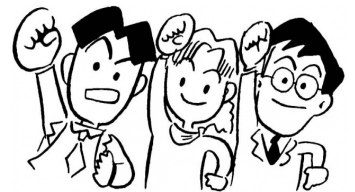
東北大学で雇い止め無効裁判は、11月15日に口頭弁論が行われました。この裁判を県内すべてのマスコミが取材に訪れ、報道されており、このたたかいへの関心は大きく寄せられています。

また、東北大学職員組合(以下、東北大職組)が宮城県労働委員会に申し立てている「不当労働行為救済申立て事件」は11月28日、12月10日に証人尋問が行われ、大詰めを迎えました。

11月28日は、田嶋玄一東北大職組副委員長、目黒尚美東北大学人事給与課長、片山知史東北大職組執行委員長の順で尋問が行われました。東北大職組の片山委員長、田嶋副委員長は尋問に対し、「役員会は、就業規則の変更によって、一方的な労働条件の不利益変更を行っていること」「役員会は、無期転換できないことを裏付ける財務資料を組合に提示していないこと」「団体交渉の意図的な引き延ばし」などの不当労働行為の事実について述べました。

12月10日に行われた、東北大学役員会の大槻達也労務担当理事に対する尋問では、小野寺弁護士はじめ弁護団から①非正規職員の雇用期間を、雇用延長もありうる従来の原則3年から、原則5年以内とした就業規則改定の経過、組合への説明②理事会が、無期転換に代わる制度と主張する限定正職員制度の導入の経過、組合への説明③東大、名古屋大などで非正規職員の無期転換をしているのに東北大学ができない理由、理事会の検討の経過、それを裏付ける財政的理由など、核心に迫る鋭い尋問が行われるなかで、不当労働行為の事実と、無期転換を意図的に回避していることを明らかにしました。

この尋問で大槻理事は、「個別、具体には承知していない」など「非正規職員採用は部局の判断だ」「財務資料は組合に提示している」の責任逃れ、事実と相違する答弁に、東北大学職員組合、傍聴者から怒りの声があがりました。



<今後行われる裁判等の日程 >

裁 判：1月21日(月) 15:00 仙台地裁

労働委員会：2月18日(月) 15:00 県庁17階 審問廷(結審予定)

<今後の活動>

宣 伝：①12月19日(水)②1月9日(水)、③1月23日(水)

毎回12時10分から東北大学片平キャンパス東北大北門前で行っています。

署 名：「東北大学の大量『雇い止め』方針を撤回してください」署名は3月末までとりくみます。